

アドミッションセンター運営コンサルティング業務委託仕様書

1 目的

令和5年度に設立したアドミッションセンターは、組織目標(「本学が求める入学者の確保に資すること(アドミッションセンター規則)」)の達成に向け、本学における入学者選抜制度及び入試広報のあり方について、分析・評価、中長期的なあり方や改善策を検討し、提案・実行に向けた取組みを行っている。

設立初年度は、コンサルタントに「アドミッションセンターのスタートアップ支援」をはじめ、入学者選抜制度及び入試広報に係る全国の状況や大学入試に係る情報提供、また、本学の取組みに対する分析・評価を依頼するなど、様々な業務を委託することで、アドミッションセンターとしての組織運営をすることができた。

令和6年度は、引き続きコンサルタントに恒常的な助言、情報提供や相談対応を委託する中、特に、新たな入試区分として、総合型選抜の導入に向け、全国規模での膨大な情報提供及び実施に向けての「総合型選抜制度(案)」の提示を得たことにより、本学において令和7年度に実施した入学者選抜(令和8年度入学者選抜)から総合型選抜制度を導入する上での大きな支援となった。

令和8年度においても、急速な少子化のもと、入試制度については不断の改革が必要であり、本学の有する情報や知見のみを基盤としてアドミッションセンターを運営することには限界があり、全国を視野に入れた他大学の取組み、入試情報や広報活動の実態、文部科学省等の高等教育のあり方や全国の受験生の大学進学等に向けた動向等、コンサルタントからの専門的な情報やアドバイスは不可欠となっている。

四年目を迎えるアドミッションセンターとして、業務の委託にあたっては、例えば、来年度以降の入学者選抜のあり方における具体的な助言等、より目的を明確にした情報提供や相談を求めること、各種提供データの適切な簡素化を図ることなど、より効果的な支援を得て、アドミッションセンターの一層の充実、円滑な運営を図る。

2 委託名

アドミッションセンター運営コンサルティング業務委託

3 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

受注者は、本学と協議しながら、かつ必要に応じて本学にコンサルタントを派遣し、次の業務を行う。

(1) 現状把握・分析

本学の必要に応じ、本学の有する入学者選抜関連データ及び広報に係る取組実績等について、現状把握と分析・評価を行うこと。

(具体例)

- ・入学者選抜方法等に係る調査研究
- ・入学試験データの分析・評価
- ・全国的な志願者動向を踏まえた志願状況の分析
- ・本学における広報活動の現状分析

(2) アドミッションセンターの支援

ア 中・長期的戦略アドバイス

本学の入学者選抜方法及び広報に係る現状から、今後本学が取り組むべき課題を整理し、中・長期的な入学者選抜戦略のアドバイスを行うこと。

(具体例)

- ・本学が今後採るべき入試戦略
- ・選抜区分、募集要件及び選抜方法等において変更を要する点の分析、評価
- ・大学や学科、専攻／専門職のアピール方法

イ 恒常的助言・情報提供・相談対応

入学試験の情報や広報等、本業務に関連することについて、適宜助言を行うとともに、各種相談、質問がある場合には適宜応じること。

(具体例)

- ・受験科目数を減少した場合や変更することによる入試倍率への影響
- ・総合型選抜実施にあたり、具体的な運用に係る助言

(3) FD・SDでの講演

本学の必要に応じ、教職員研修での講演を行うこと。

(具体例)

- ・他国公立大学における総合型選抜の実施事例
- ・近年の他大学の入試改革事例

(4) 業務実績報告書作成（令和9年3月31日まで）

委託業務の満了までに、業務委託実績を具体的な報告資料を作成すること。

5 実施体制・要員

本業務は善良な管理者の注意をもって遂行することとし、以下の体制及び要員と

すること。

(1) 実施体制

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者及び実施責任者等を明確にすること。

(2) 配置予定の要員

本業務を遂行するための要員は、アドミッションセンターや入試等の分析等に深い知見を有し、コンサルティング業務の経験がある者を配置すること。

6 実施場所

本学及び貴所

7 業務遂行にあたっての補足

- (1) 本業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、その都度本学と協議のうえ、その指示に従い、業務を進めること。
- (2) 調査及び分析にあたって本学で保有するデータや資料の提供が必要な場合には、適宜協議のうえ、対応を決定することとする。
- (3) 本業務の遂行に関し、収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成 2 年神奈川県条例第 6 号）に則り、適切に管理すること。
- (4) 委託業務に係る成果物に関する権利は本学に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本契約に係る業務のすべてを一括して第三者に委託することを禁止とする。また総合的な企画並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (6) 受注者は、本事業の実施に当たり、会計関係帳簿等を整備し、他の事業の会計と区分して業務を実施すること。なお、本業務に関する書類は、全て事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。